

## 船舶 WG における論点（案）

**1 事前調査者について、建築物と同様に資格要件を求めることが可能か。**

＜事前調査者の要件に関する基本的な考え方について＞

- ・建築物の解体等工事の事前に義務づけられている石綿等の使用の有無の調査については、その実施者について、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うよう、指針で示しているが、現状において、その要件について法令上明確に示していない。
- ・石綿含有建材を使用する建築物については、今後、解体等工事の増加が見込まれており、適切な事前調査へのニーズが高まっているが、平成 28 年 5 月の総務省勧告（「アスベスト対策に関する行政評価・監視」（平成 28 年 5 月））においては、事前調査を行う者の知識不足、調査を行うべき方法に関する認識不足などを要因とする事前調査が不十分で必要な措置を講じず解体等工事が行われている事例が散見されるとの指摘がされている。
- ・これらの課題等に対応するため、建築物の解体・改修前の石綿等の使用の有無の調査については、平成 30 年 10 月の厚生労働大臣・国土交通大臣・環境大臣の共管による告示「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」の講習を受けた者による調査を義務づけようとするものである。

＜船舶の事前調査を行う者の要件についての論点＞

- ・船舶に係る事前調査はどのように行っているか（石綿の使用の有無に関する情報はどのように入手・調査しているか）。
- ・船舶の事前調査に関して、どのような知識が求められるか。
- ・船舶の事前調査において、高度な知識等が必要な場合、必要な能力を付与できる講習制度があるか。
- ・船舶の事前調査について、必要な能力を有する人材を育成・確保する仕組みは必要か。必要な場合は、どのような制度が必要か。必要でない場合は、どのような方法で事前調査の適正性を担保するべきか。

- ・これらの点について、船舶の用途・規模別で異なる状況はあるか。

(参考) 建築物石綿含有建材調査者講習の修了者は、石綿含有建材調査に関する基礎知識、設計図書等による書面調査、現地調査、報告書作成等の能力が付与される仕組み(別紙1参照)となっている。

## 2 簡易届出制度の対象について

<簡易届出制度の基本的な考え方について>

- ・現行制度においては、吹付石綿等や石綿含有する保温材、断熱材、耐火被覆材等の除去工事等においては、工事前に作業計画等の届出を行うことが求められているが、平成28年5月の総務省勧告において必要な届出を行わないまま解体等工事が行われた事案が多数指摘されている。また、解体・改修工事は、工事が終了してしまうと、建築物等がなくなってしまうたり、改修前の建材がなくなってしまうため、届出が必要な工事であったのか、石綿ばく露防止措置が適切に行われたのかどうかを事後に確認することは困難であり、事業者にとって届出や措置を実施する動機付けが働きにくい状況にある
- ・これらの課題に対応するため、簡易届出制度については、石綿の有無に関わらず、①床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事、②請負金額100万円以上の改修工事に事前調査結果等の届出を義務づけようとするものである。
- ・建築物について上記届出を行わせるに当たっては、過去に輸入・製造された石綿等の約7割が建材に使用されたとされていること(別紙2参照)を踏まえ、石綿等の製造等が原則禁止された平成18年9月よりも前に建築・改修された建築物には、いずれかの建材に石綿が含有されている可能性が高いという共通認識に基づいている。
- ・建築物に係る簡易届出の対象を決めるに当たっては、①一戸建て住宅も含めて解体工事の大部分を対象とすること、②屋根や水回りの改修工事も対象となる同規模の改修工事も対象とする、という考え方に基づいている。

### <船舶に係る簡易届出制度の対象についての論点>

- ・船舶について、建築物において共通認識としていた「いずれかの建材等に石綿が含有されている可能性が高い」という考え方がそのまま適用できるか。
- ・船舶については、法定の定期修理などで部品等が交換されることから、現時点においては、船舶の改修対象によっては、石綿が含まれている可能性が低いといえるものがあるか。
- ・建築物と同様の基準で、船舶の解体・改修工事（定期修理も含む）であって請負金額 100 万円以上のものを簡易届出の対象とした場合、石綿とは関係のない工事の届出が大半を占める可能性があるなど、石綿によるばく露防止という政策目的に合わない制度となるおそれはあるか。ある場合、具体的にはどのような工事が、石綿ばく露のおそれがないものと判断して、届出対象から除外することが可能か。

### 3 その他

- ・建築物における中間とりまとめのうち上記 1, 2 以外の内容は船舶についても妥当か。船舶について異なる対応が必要となるものはないか。